

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大磯町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

別表第1中「大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱（平成4年大磯町要綱第24号）」を「大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱（平成28年大磯町告示第115号）」に改め、同表に次のように加える。

6 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第2に次のように加える。

5 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
------	--	---------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年6月2日提出

大磯町長 中 崎 久 雄